

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和7年10月16日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2500036 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2500009 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における勤務期間は厚生年金保険の被保険者期間とし、被保険者資格の取得年月日を昭和 55 年 2 月 1 日、喪失年月日を昭和 62 年 3 月 1 日と記録し、標準報酬月額については、昭和 55 年 2 月から昭和 61 年 3 月までの期間を 15 万 7,823 円、同年 4 月から同年 9 月までの期間を 20 万円、同年 10 月から昭和 62 年 2 月までの期間を 22 万円とすることが必要である。

昭和 55 年 2 月 1 日から昭和 62 年 3 月 1 日までの期間については、保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 2 月 1 日から昭和 62 年 3 月 1 日まで

請求期間について、A 事業所に勤務していたにもかかわらず、年金記録がない。独立行政法人 B 機構から交付された履歴証明により、勤務が確認できるので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した独立行政法人 B 機構から交付された履歴証明には、「55 年 2 月 1 日 準職員を命ずる」、「55 年 8 月 1 日 職員を命ずる」及び「62 年 2 月 28 日 願いにより職員を免ずる」と記載されている。

また、公共企業体職員等共済組合法及び C 共済組合運営規則によると、請求期間当時の A 事業所の職員及び準職員は、職員又は準職員となった日から C 共済組合の組合員になることとされている。

以上によると、請求者は、請求期間において、A 事業所に準職員又は職員として勤務し、C 共済組合の組合員となる要件を満たしていたと認められる。

さらに、C 共済組合は、昭和 59 年 4 月から国家公務員等共済組合法の適用を受け、昭和 * 年 4 月の A 事業所民営化により D 共済組合となり、C 共済組合員期間（D 共済組合員期間）は、平成 9 年 4 月 1 日の厚生年金保険法の改正（平成 8 年法律第 82 号・附則第 5 条）により、原則として厚生年金保険被保険者期間とすることになっている

ことから、請求期間は、厚生年金保険の被保険者期間として記録することが必要である。

一方、C 共済組合における標準報酬月額制は、国家公務員等共済組合法の改正により、昭和 61 年 4 月から導入されており、昭和 61 年 3 月以前の期間は当該改正に係る法律（昭和 60 年法律第 105 号）附則第 9 条に規定する特例、昭和 61 年 4 月から同年 9 月までの期間は同法律附則第 8 条に規定する経過措置、昭和 61 年 10 月以降の期間は改正後の国家公務員等共済組合法第 42 条の規定により、標準報酬月額を定めることとされている。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、請求者の履歴証明に記載された俸給の額及び D 共済組合から聴取した請求者に係る記録により確認できる報酬の額から、昭和 55 年 2 月から昭和 61 年 3 月までの期間は 15 万 7,823 円、昭和 61 年 4 月から同年 9 月までの期間は 20 万円、同年 10 月から昭和 62 年 2 月までの期間は 22 万円とすることが必要である。